|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **第４回　今帰仁村子ども・子育て会議** | | | | | | | |
| 日時:  場所: | 平成26年12月03日（水）９：00～11：30  今帰仁村役場　保健センター集検ホール | | | | | | |
| 出席者（敬称省略） | 参加委員 | | 重畠　泰代  名城　健二  大城　清紀  島袋　誠  仲原　雅宏  座間味　邦昭  糸洲　智子（欠）  伊波　一男  田港　朝津  島袋　るみ子  與那嶺　成江  運天　亜矢子（欠）  伊禮　正昭（欠）  玉城　イチ子  新城　敦 | | 委員長  副委員長  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員 | 今帰仁村教育委員  沖縄大学准教授  今帰仁村副村長  今帰仁村幼稚園保護者代表  今帰仁村保育所保護者代表  今帰仁村学童代表  北山保育園長  今帰仁村校長会代表  今帰仁村学校教育課長  今帰仁村幼稚園代表  今帰仁村保育所長会  今帰仁村母子保健推進委員代表  今帰仁村民生委員主任児童委員  今帰仁村次世代育成支援行動計画策定委員代表  今帰仁村教育長 | |
| 事務局 | | 担当課等 | (福祉保健課長）  (福祉保健課児童母子係） | | | ：宮里　晃  ：大城　幸恵 |
| ワーキング | (㈱都市科学政策研究所） | | | ：小柴、山城、竿臺 |
| 議事概要 | | | | | | | |
| 議題 | | １．第３回今帰仁村子ども・子育て会議　議事概要報告  ２．第２回今帰仁村子ども・子育て学習会　意見概要報告  ３．施設整備の基本的な考え方・方向性についての確認  ４．平成27年度からの幼稚園の一時預かり保育事業の取り組みについて　概要報告  ５．（仮称）今帰仁村子ども・子育て支援事業計画～素案～  ６．事務局からのお知らせ（次回日程等について） | | | | | |
| **１．第３回今帰仁村子ども・子育て会議　議事概要報告**  **２．第２回今帰仁村子ども・子育て学習会　意見概要報告**  重畠委員長：第２回今帰仁村子ども・子育て学習会は、幼保園と認定こども園のメリット・デメリット等についての学習が主な目的であったが、本会議の委員が多数お集まりで、認定こども園の方向性で概ね合意が得られたということもあり、認定こども園の方向性で内諾を頂いたという前提で本日の会議を進行させて頂いている。但し、学習会に不参加の委員もいらっしゃるので、本会議にて委員皆さまのご意見を再度確認し本子ども・子育て会議としての方向性を決定していきたい。学習会に参加できなかった島袋(誠)委員、何かご質問・ご意見等はないか。  島袋（誠）委員：認定こども園であれば、小学校への併設を考えているのだろうか。  事務局：幼稚園及び保育所の施設のあり方については、幼保一元化を進めていく方向性である。幼稚園の統廃合により幼稚園を１つにし、保育所と一体的な幼保連携型の施設を検討しているところである。その施設が幼保園或いは認定こども園になるかについてはご検討頂いている通りである。保幼小の円滑な接続のため、施設の立地については小学校の敷地内或いは隣接地を検討する等の配慮は必要と考えている。本会議にて、幼保園或いは認定こども園等の施設の大きな方向性を決定し、立地等の方向性についても本計画に位置づけていけたらと考えている。本計画を踏まえて、次年度以降は施設整備の基本計画を策定できるよう準備を進めているところであり、施設の具体的な規模や立地等については、その基本計画の中で考え方や方向性を検討していきたいと考えている。現段階では、本村の中央に位置する今帰仁小学校が保幼小連携施設の立地に相応しいのではないかという意見もあるが、村民との十分な意見交換等を踏まえた上で計画を策定していく必要があると考えている。  重畠委員長：仲原委員はご意見等はないか。  仲原委員：将来の施設のあり方も重要な議題ではあるが、当面は５歳児の午後の預かりが一番課題ではないか。５歳児の午後の預かりの受け皿が決定しないまま平成27年度の幼稚園の申込みが始まっている。保護者からは午後の預かり先が不透明なことに対する不安の声が聞かれ、「署名活動や新聞への投稿等をしたら変わるのか」等の声も聞かれている。  　　　　　　幼保園・認定こども園については、どちらもメリット・デメリットがあると思われる。認定こども園の方向性で総意が得られているのであれば、特に異論はない。  重畠委員長：仲原委員のご懸念の通り、５歳児の午後の預かりが委員のみなさまも気がかりなところではないか。  議題１、２に関して他にご意見等はないか。それでは次の議題に進みたい。  **３．施設整備の基本的な考え方・方向性についての確認**  重畠委員長：施設のあり方については、先日の学習会にて認定こども園の方向性で内諾を頂いているが、本会議の意向として今一度承諾の可否を確認したい。認定こども園という方向性で承認してよろしいか。  全委員：意義なし。  **４．平成27年度からの幼稚園の一時預かり保育事業の取り組みについて　概要報告**  重畠委員長：お時間の都合上、質疑は10：10分までとしたい。ご質問等はないか。  座間味委員：昨日、教育長や課長等とお話をさせて頂いた際、色々と誤解が生じていると感じたのでこの場を借りてこれまでの経緯を説明したい。  第１回子ども・子育て会議の場で、新制度に移行すると５歳児の受け入れに対する学童への補助がなくなるとの問題提起を行った。今後は検討をしていくという話であった。  第２回子ども・子育て会議の終了後に、教育長と教育課長、３学童でその５歳児問題に関する今後の対応について相談をさせて頂いた。教育委員会の見解としては、平成27年度から新制度が施行するがいきなり厳しくなる訳ではなく猶予期間があるはずである。次年度以降も学童クラブを活用しながら、段階的に５歳児の午後の預かりの受け皿を確保するため、制度をさぐっていきたいとの話であった。  その後、私は県への報告等で県とやりとりをした際、認識の違い等があり色々と不安があった。そのような中、10月の沖縄タイムスの一面で、学童クラブで５歳児は受け入れられないとの報道があった。それを受けて10月23日に学童ネットワークとして、村長と教育長宛てに文書を送った。新聞報道通りなのか、それともこれまで村と話し合いをしてきた経緯の通りなのか、村として計画性を持った方針を示して欲しいという内容である。  11月４日に教育委員会と福祉課、重畠委員長、３学童を交えて話し合いの場をもった。新聞報道以降は、新制度のもと学童での５歳児の受け入れは厳しいかもしれないとの話であった。給食や職員の配置に関しても実務的に困難である。しかしまだ猶予期間があるから、学童と調整を持ちながら軟着陸を探していこうという話し合いであった。但し、方向性を早く固めなければいけないので、11月21日迄に再度話し合いの場を持ち方向性を示すとの話であった。  11月20日には県と各自治体の担当者が集まり、５歳児問題に関する話し合いの場が持たれた。県としては、学童が幼稚園児を受け入れることはできないとの説明であった。教育委員会の説明としては、幼稚園児を受け入れることはできないが、各自治体には諸事情があるはずである。諸事情の判断については各自治体に判断を任せるとの言葉を濁した説明であった。  11月21日に教育委員会と福祉課、重畠委員長、３学童を交えて話し合いの場をもった。村としては直ぐに学童で５歳児を受け入れないとすると、５歳児を迷わせることになり兼ねないので出来ない。お互いが軟着陸を見出そうという話であった。３年間の猶予期間の中で、学童としてできる対応策の提案が教育課長からあった。各学童の施設を小学生と５歳児に分けることができるか、会計を別にすることができるか、等々の様々な提案があった。その時、北山学童が欠席だったため本当に３学童で対応可能か、各学童へ持ち帰り検討を行った。その結果、３学童ともに会計も別にできる、人員も配置できる、小学生と５歳児を分けるための壁を設けることができるという結論に達した。ある意味で行政側が提案したハード面を学童はクリアをした。学童側としても、行政側に３つの条件を示した。制度的に厳しい対応になるので、学童での幼稚園児の受け入れにあたっては行政も責任を持って欲しい、というのが１点目である。また、幼稚園児の受け入れ人数が読めない中で、会計と人員を別に設置しなければならなくなる。運営するにあたり一定規模の定員を確保して欲しい、というのが２点目である。保育は、受ける子によって差があってはいけないし、同等の料金でなければいけないというのが大前提である。一時預かり事業では補助メニューを活用して大体5,000円になると想定している。学童では17,000円かかると想定している。それでは格差が生じてしまうのではないか。学童で預かるのであれば、基本料が大体5,000円で給食代、土曜・振替休日・春夏休みの預かり等を含めて約10,000円ぐらいにできないか。不足分に関しては行政側に責任をもって頂きたい。それが３点目である。このような経緯で、３年間の猶予期間にともに軟着陸するための話し合いを行ってきた。  昨日、このような結果になったのは学童が話し合いを伸ばした結果であると、教育委員会の一部の職員から聞いたとの話が保護者からあった。誤解があったと思われるが、学童としては平成29年度までに待機児童をゼロにするため、保護者への説明期間と現場の体制等も含めて努力をしてきた。しかし、幼稚園で責任をもって預かるという結論になった。それにより、学童に来る方はほとんどいなくなると思われる。学童としては協力したくてもできない状況である。質疑に入る前にこれまでの経緯について説明を行った。  重畠委員長：幼稚園の一時預かり保育事業について、意見や質問はあるか。  島袋（誠）委員：新制度施行後の５歳児の預かりについて、問題になっていることを私は初めて新聞報道で知った。保護者間ではフェイスブックでの口コミ等での情報が錯綜し、様々な誤解も生じている。12月17,18日に保護者への説明会を実施するとの説明があったが、早めに説明会を実施し保護者の不安や誤解等を解く必要がある。毎日の弁当作りは保護者にとって負担である。保護者は大分感傷的になっている。  重畠委員長：説明会の周知はどのように行う予定か。  田港委員：来年度幼稚園へ上がる家庭への郵送による個別通知と保育所での案内を考えている。  仲原委員：幼稚園での給食又は弁当持参についてよろしいか。給食の実施のためには保管しておく場所が一番課題と聞いている。幼稚園と小学校は少し離れている程度なので何とか連携を図り運用ができないか。例えば、補助事業を活用し認定こども園を整備していくという話があるが、補助事業の活用ではなく、既存の施設等を活用し何とか運営する方法も模索する必要があるのではないか。小学校との連携による小学校での給食の実施は難しいのだろうか。  新城委員：認定こども園ができるまでの３年間のために、新しい施設をつくることは財政上厳しい。幼稚園児と小学生では体力に差があるので、幼稚園児が小学校の給食準備室から給食を運んでくるのは難しい。幼稚園で給食を作るかというと施設、経済面の課題がある。車で給食を運ぶことも考えられるが、安全上の課題もあり難しい。この３年間は保護者に弁当持参をご協力頂きたいと考えている。  重畠委員長：小学校や幼稚園サイドからご意見等はないか。  島袋（る）委員：給食は衛生面が気になるところである。国頭などでは給食をコンテナで運搬しているようだが、本村の場合は幼稚園に階段や斜面があり難しい。また、幼稚園にはクーラーが無いため、給食より弁当持参の方が衛生的にはよろしいのではないか。  伊波委員：小学校の多目的教室等を活用し小学生と幼稚園児が一緒に給食をとるというのも一つの方法ではないか。但し、給食センターが幼稚園児分の給食を作ることが可能か等々、実際には様々な課題があると思われる。今後きちんと調整をする必要がある。  新城委員：小学生が幼稚園児の世話をすることは教育の面でもよろしいのではないか。但し、小学校教諭の意向も確認する等、実際には検討・調整等が必要と考える。  重畠委員長：他にご意見はないか。  與那嶺委員：先日、保育所でも土曜日の預かりについて対応できないか検討を行った。幼稚園からも一時預かり保育事業に取り組む方向性が示されている。現場の立場として、実際の実施にあたってはもっと内容を詰める必要があるのではないかと心配している。  島袋（る）委員：新制度が施行し、本村においても教育・保育施設等が今後変化していくことを考えると、現場も変わっていかなければいけないと考えている。幼稚園教諭は４名しかいないので、知恵を寄せ合い、気持ちを一つにしながら、様々な課題を克服していきたい。  玉城委員：保育所では、保育士が増えてきているのでシフトを組みやすいが、幼稚園では職員も少なく、シフトを組むことが難しい。幼稚園にとって負担にならない様な方法を考えていただきたい。  　　　　　　　弁当の持参についても、保護者の負担にならないよう早めに保護者説明をする等を考えて欲しい。  また、本村は職員の採用が他市町村よりも遅いように感じる。そのために、良い人材が流れているように思われる。早めの採用試験をお願いしたい。  重畠委員長：他にご意見はないか。次の議題に移りたい。  **５．（仮称）今帰仁村子ども・子育て支援事業計画～素案～**  重畠委員長：事務局からの説明について、各委員の立場から質問や感想、ご意見等を頂きたい。  　　　　　　　私の率直な感想としては、計画素案の内容が多岐に渡るためその全てを検討するにはとても時間が不足していると感じている。計画素案を一読し、質問や疑問等々が湧いてきたがこの場で確認してよろしいのか。  まず、「計画期間」（資料3p3）に、「平成31年度に計画の見直し」とあるが、計画期間内に見直しの必要性が生じた場合はどうなるのか。  事務局：計画期間の最終年度である平成31年度に見直しを行う予定だが、毎年度、点検・検証し、必要性に応じて適宜見直しを行う予定である。  重畠委員長：「女性の労働力率」（資料3p7）とはどのような意味か教えて頂きたい。  ワーキング：女性の働いている割合（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を意味している。文言として分かりずらいのであれば、注釈の追加或いは計画書の最後の方に用語集を追加等の方法があるが、その方法については事務局へ持ち帰り検討させて頂きたい。  重畠委員長：「子どもを産み育てやすい地域を創造するため」（資料3p7）とあるが、どのような意味か。創造とは“これまでになかった新しいものを作り出していく”という意味ではないか。では、これまでは“子どもを産み育てやすい地域”ではなかったのかという疑問が湧いてくる。事務局としてはどのような意味合いで“創造”という言葉を使用しているのか。  ワーキング：決して、現在“子どもを産み育てやすい地域”ではないという意味合いではない。適切な表現へ修正したい。  重畠委員長：「計画の目標像：ゆたかな自然と地域に包まれて 子どもが健やかに育まれる今帰仁村」（資料3p7）とあるが、“ゆたかな”という言葉は自然と地域のどちらにかかっているのか。“ゆたかな地域”という意味であれば、具体的にはどのような意味を指すのか。  また、「子どもが健やかに育まれる今帰仁村」とあるが、子どもに関する内容のみが目標となっている。本計画は子どもと子育て支援に関する内容と捉えているが、あえて子どもに焦点をあてているのは、何か意味があるのだろうか。  ワーキング：“ゆたかな”という表現については、自然と地域のどちらにもかかっている。“ゆたかな地域”とは、「本村のゆたかな自然、歴史文化と人と人とのつながりが維持された地域社会」（資料3p7）を意識した表現となっている。  「子どもが健やかに育まれる今帰仁村」については、“子育て”を通して最終的には“子どもが健やかに育まれる”ことを目標とする意味合いで、このような表現となっている。子育て支援に関する文言を追加した方が良い等のご意見があれば頂きたい。方法としてはサブタイトルを付ける等もあるがいかがか。  座間味委員：計画の目標像についてもコンサルタントが考えているのか。本村の目標像は、村がたたき台を作成すべきではないか。  ワーキング：本会議でのご意見等を踏まえ、村とコンサルタントで連携を図りながら文案等を作成し、役場内部においても検討等を経た上でたたき台を作成している。  事務局：次世代後期計画の内容を踏襲する形で本計画を策定する方向性のため、目標像自体は現計画と大きく変わらないと捉えている。  座間味委員：新制度へ移行することで、取り組み等が大きく変わるのではないか。  事務局：取り組みの内容等は大きく変わるが、本村の目標像自体は大きく変わらないと考えている。  重畠委員長：「平成25年度に保育所での一時預かり、平成26年度に幼稚園での一時預かりを実施予定でしたが」（資料3p17）とあるがそんな予定があったのだろうか。専任保育士の募集はどこで行っていたのだろうか。  田港委員：現計画において幼稚園での一時預かりについて位置づけをしていない。専任保育士の募集も行っていない。  座間味委員：それでは、整合性がとれないのではないか。  重畠委員長：事務局へ持ち帰り確認して頂きたい。  「一般型の一時預かりについては現施設等で平成28年度からの実施を目標に取り組みます。」（資料3p17）とあるが、一般型の一時預かりとはどのような取り組みか。  事務局：保育所や幼稚園に入園していない子どもで、家庭での保育が一時的に困難となった場合において、保育所で一時的に子どもを預かる事業である。  重畠委員長：延長保育事業では、「専任保育士の応募が少なく職員を確保できなかったことから本事業が未実施となっています。」（資料3p18）とある。そのような状況で、専任保育士が確保できるのか懸念が残るがいかがか。  玉城委員：以前に、延長保育の利用意向を調査したことがある。祖父母が菊づくりを行っている家庭等は夕方から夜にかけて子どもの預かり先がない家庭が多い。そのような場合に、延長保育があれば利用したいか意向を問う調査を行ったところ、延長保育の保育料が別途必要であれば、延長保育を利用しないという家庭が多かった。  重畠委員長：「子育て短期支援事業」（資料3p20）とはどのような事業なのか。  また、トワイライトステイの見込量が800件近くと多くなっている。何故、このような見込量が算出されているのだろうか。  事務局：トワイライトステイの見込量の単位は、年間延べ人数となっている。また、アンケート調査から算出した見込量となるため、実際に利用する見込量ではなく利用希望のある見込量となっている。トワイライトステイについては、一般型の一時預かりややんばる町村ファミリー・サポート・センターの量の見込みも含まれる。  重畠委員長：見込量の人数が多くあまり実感の湧かない数値となっている。延べ人数の書き方等を工夫できないか。  ワーキング：年間の延べ人数で見込量を算出する方法をとっている。実人数であれば延べ人数より数値が少なく分かりやすい数値になると思われるが、アンケート調査から見込量を算出する手順上、実人数の抽出が難しくなっている。この点については持ち帰り検討させて頂きたい。  新城委員：「子育て短期支援事業」（資料3p20）の実施は、本村ではなく児童養護施設なごみとの調整が必要と思われる。その実現の可能性について、現段階では分からないという認識でよろしいか。  事務局：「子育て短期支援事業」（資料3p20）の実施に向けて、これから児童養護施設なごみと調整していきたいと考えている。  重畠委員長：「ブックスタート事業等の推進」（資料3p 22）に、「引き続き、～読み聞かせまつり等を実施します」とある。私は読み聞かせ祭りに関わっているが、今後は読み聞かせ祭りを実施しない意向であり、去年は教育委員会にその旨をお話ししたが、今年度は予算が確保できたので是非実施して欲しいとの話があり今年度まで実施する予定である。しかし今後は実施する意向はない。  新城委員：素案はあくまでもたたき台の段階なので、今後、担当課を含めて調整させて頂きたい。  重畠委員長：「母子保健推進員活動の促進」（資料3p 23）の中に、「平成26年度より、保健師等の専門職が行う個別訪問に母子保健推進員が同行するという試みを一部の地域で始めている」とある。私は母子保健推進員もしているがそのような状況は知らない。  事務局：母子保健推進員が個別訪問に同行する取り組みは、現在、仲宗根区で個別に実施している。母子保健推進員の定例会において、一度だけその取り組みを拡充したいとのお話をしたが、今後の協力依頼についてはこれから行う予定である。  重畠委員長：「母子健康相談事業」（資料3p 24）についても、その取り組みを知らなかった。母子推進員にも周知されていないのはないか。  事務局：「母子健康相談事業」（資料3p 24）については、母子保健に関する相談だけでなく村民全体を対象にあらゆる相談に対応している。周知方法としては、毎月広報誌への掲載、健診・相談関係のパンフレットの掲載を行っている。  重畠委員長：「学校教育と連携した思春期保健対策」（資料3p26）の中に、「心の相談員による各校での巡回相談等を実施している」とあるが、心の相談員はどのような役割なのだろうか。  新城委員：心の相談員ではなく教育相談員の間違いである。教育相談員は各学校に配置している。  重畠委員長：他に、ご意見等はないか。各委員の専門的な立場からご意見を頂きたい。私は母子保健推進員等に関わりがあるため、その取り組み等について疑問等が湧いてきた。今後、そのような点について、どのように質問・意見等を受け付けていく予定か。  事務局：全ての施策の読み合わせはできないので、次回会議までに気になる点等について、事務局までご連絡頂きたい。  ワーキング：そのご意見等を踏まえて、次回会議までに修正した文案等をご報告させて頂きたいので、事務局への連絡は年内までにお願いしたい。  座間味委員：本計画はあくまでも目標を掲げるための計画と言われれば元も子もないが、どれだけ本気で検討していくかどうかによるのではないか。  事務局：例えば、夜間の預かり等を実施するために、今後はどのように取り組めば良いか等を考え本計画に位置づけたいと考えている。  座間味委員：「延長保育事業」（資料3p18）に「平成26年より本事業の実施を予定していましたが、専任保育士の～確保ができなかったことから本事業が未実施となっています。」とある。現計画で達成できなかったことが記載されており、実施できなかったと片づけている印象がある。それでは本計画についても絵に描いた餅になってしまうのではないか。あくまでも方法の一例だが、どのように保育士を確保していくのか等、具体的なスケジュールを位置づける必要があるのではないか。  事務局：保育士不足については、本村のみならず全国的な課題となっている。沖縄県においては、私立保育所に従事する保育士等の給与の引き上げ（保育士等処遇改善臨時特例事業）や潜在保育士等の就労斡旋・研修等の実施（保育対策総合支援事業の一つ）、保育士資格の取得を目指す学生への就学資金支援（保育士就学資金貸付事業）等、保育士の養成・確保に向けて各種取り組みを始めつつある。そのような動向の中、本村においても可能な限り保育士の確保に向けて取り組み、平成28年度より延長保育事業等を実施していきたいと考えている。  座間味委員：保育の充実の大前提は、保育士の確保・育成ではないか。そのためには、中長期的な取り組みが大切である。また、次年度から幼稚園での預かりを実施するため、４～５名の幼稚園教諭の確保等、短期的な対策も必要ではないか。いずれにせよ、保育士等の待遇改善を図らなければ、いつまでたっても保育の充実は実現しないのではないか。  玉城委員：おそらく延長保育事業を実施した場合、保育士の勤務時間が２～３時間になる。そのような短時間勤務では働き盛りの若い保育士の確保は難しいのではないか。保育士を退職した方や有資格者でなくとも子育て上手な経験者等を採用し、保育士とともに保育を行う方法もあるのではないか。  重畠委員長：ご指摘のあった保育士の確保等について、加筆をできるのか。  ワーキング：「第６節 子育て支援推進プロジェクト」（資料3p38）は本村の独自事業の内容となっている。例えば、第６節に保育士の確保策等を位置づけることも一つの方法ではないか。先程、ご意見のあった“地域人材の有効活用”や“県の取り組みとの連携”等により保育士を確保するような文言を加筆出来るのではないか。毎年度、施策の検証等を行う中で、適宜見直しをし、改善を図っていけばよろしいのではないか。  重畠委員長：私個人の意見かもしれないが会議の委員の思いとして、加筆をお願いしたいがいかがか。それでは、次回までにその文言のたたき台を作成して欲しい。  　　　　　　　素案の内容については、 一度各委員で読み込んで頂き、参加可能な委員のみ集まり話し合いの場を設けるということでよろしいか。  事務局：ご質問・ご意見等があれば随時事務局までご連絡頂きたい。会議を開催した方が良い場合は日程を調整し会議を開催したい。  重畠委員長：それでは、本日の議題に関する質疑を終了したい。  **６．事務局からのお知らせ（次回日程等について）**  事務局：施設のあり方検討委員会については、幼保一元化施設として、場所を今帰仁小学校の隣接地が望ましいとしている。本会議で、場所について意見を頂き、施設のあり方検討委員会で調整をしていきたい。  仲原委員：保護者間での様々な意見が飛び交っている。村民の意見を聴収するパブリックコメント等の期間を設けて欲しい。  事務局：次回の会議日程は１月28日を予定している。意見交換会ついても日程を調整したうえで、ご連絡をさせて頂きたい。  重畠委員長：お疲れ様でした。  以上 | | | | | | | |